

ベトナムにおける省エネルギー法令整備の動向 (ホーチミン)

▼省エネルギー関連法令の制定

エネルギー需給がひっ迫するベトナム政府は 2010 年から 12 年にかけて省エネルギー関連法令の整備を進めてきた。ベトナム商工省の調べでは、エネルギー消費量は年率 10%以上、過去 10 年間でおよそ 3 倍にまで増加しており、ベトナムにおける省エネの推進は急務といえる。こうした状況において、2010 年 6 月 17 日の省エネルギー法制定以降、指定事業者の規制や省エネラベリング制度の具現化が進められ、法律 1、首相令 3、政令 2、商工省省令 3、交通運輸省省令 1 から構成されるベトナムの省エネルギー法令の全体像がようやく明らかになってきた。

▼指定事業者に対する規制

省エネルギー法実施細則 (Decree No. 21/2011/ND-CP) において「毎年のエネルギー消費が原油換算 1,000 トン以上の製造所もしくは 500 トン以上の事業所」は指定事業者と定義され、国家資格であるエネルギー管理士の任命義務、毎年および 5 年毎のエネルギー管理計画書・報告書の提出義務、3 年毎のエネルギー診断の受診義務を課せられることとなった。指定事業者は今後、毎年公表される予定であり、2011 年度の指定事業者は 1,192 社に及ぶ。

▼省エネルギーラベリング制度の導入

省エネルギー法に規定されるエネルギーラベルの対象機器リストおよび実施ロードマップを定めた首相令 No. 51/2011/QĐ-TTg によれば、エネルギーラベルの貼付、エネルギー最低効率レベルに関する規定は次のとおりとなっている。

エネルギーラベルの貼付が必要な対象製品は家電製品 (蛍光灯、エアコン、冷蔵庫、家庭用洗濯機、炊飯器、扇風機、テレビなど)、事務機器 (コピー機、PC モニター、プリンター、業務用冷蔵庫など)、工業用設備 (配電用トランス、電動機など)、輸送機器 (7 人乗り以下の乗用車) で、このうち家電製品、工業用設備は 2013 年 1 月 1 日から、輸送機器は 2015

年 1 月 1 日からラベル貼付が義務づけられる。ただし、事務機器は 2014 年 1 月 1 日から業務用冷蔵庫のみ強制適用となるが、それ以外は任意である。

エネルギー最低効率レベルに関しては、2013 年 1 月 1 日より消費電力 60W 以上の白熱電球の輸入・製造・販売が禁止されるほか、家電製品 (2014 年 1 月 1 日～)、工業用設備、事務機器 (2015 年 1 月 1 日～) についても、科学技術省が 5 年ごとに公表する基準をクリアできない製品の輸入・製造がそれぞれ禁止される。

今後、対象製品をベトナムで製造またはベトナムへ輸出する際には、認定を受けた機関による試験を受けたうえでベトナム商工省へ申請し、認証を受ける必要がある。特に、政府機関などの国家予算による調達に関しては、2013 年 1 月 1 日以降、エネルギーラベルの認証等が原則必須となる。

▼ベトナムにおける省エネルギー政策の支援

ベトナムのような発展途上国にとって、自国の経済発展とエネルギー需給のバランスをとることは難しいため、ベトナムの省エネルギー政策策定にあたっては、2008 年の省エネマスタープラン調査を皮切りに、独立行政法人国際協力機構 (JICA) が継続的に支援を行っている。JICA では、今後も、エネルギー管理・診断制度の定着に向けた人材育成等の事業を実施する予定である。日本企業の優れた省エネ技術の導入にベトナムが関心を示すのも、こうした JICA の地道な活動が下支えしているのである。



多くの日系企業が参加したベトナム省エネ法セミナー
(ホーチミン日本商工会 事務局長 西田昌弘)

明るい未来に向かってジャンプ！（北京）

▼日中友好促進の担い手が訪日

日中国交正常化 40 周年という節目を迎え、「日中国民交流友好年」とされた本年、5月28日から10日間で、中国の大学生 30 人からなる第 10 回「走近日企・感受日本」訪日団が日本を訪問した。同訪日団は、中国日本商会が、日中友好と相互理解のさらなる促進を目的として、将来の中国社会を担う若い世代に日本に対する理解をより深めてもらうため、2007 年からスタートしたもの。企業訪問や、大学訪問、ホームステイ体験、茶道や温泉の体験、有名な観光地訪問などが組み込まれており、今回の訪日団は国交正常化 40 周年記念事業に認定された。



両国の明るい未来に向かってジャンプする中国人大学生（横浜）

今回は、初めて日本のソフトパワーのひとつであるアニメ分野の視察を導入し、中国でも若者を中心に人気を博している「ONE PIECE」の原画、映像、体験をテーマにした展覧会を訪問した。さらには、辛亥革命の最中、日本に亡命していた孫文を、日本の名士に紹介するために、幾度となく宴会が催された東京・日比谷の松本楼で食事をする機会を設けるなどの工夫を凝らしている。

同事業の第 1 弾は、今回の第 10 回訪日団で締めくくりとなるが、これまでの歴代参加者たちのレポート (http://www.cjcci.biz/public_html/topics/120426.htm をご参照) を読むと、日中相互理解の促進という観点で、大きな成果を収めたことがうかがえる。

なお、中国日本商会では、新たに会員企業から 1 億 5 千万円の寄付を募り、本年秋から、さらに 3 年間、引き続き中国人大学生の日本派遣事業を行う準備を鋭意進めている。第 2 弾では、広報戦略のさらなる強化と、大学間の交流の拡充を行うとともに、アニメ、ゲームなど、新しい文化への関心を、日本

そのものへの関心・理解に結びつけられるよう工夫し、また、現在の日中関係を長い歴史の文脈で見る視点を与え、「一衣帯水」の関係を実感してもらうため、中国古代文化との歴史的関係によりスポットライトを当てることを考えている。



訪日団は、日中友好と相互理解のさらなる促進の担い手

▼「牡丹と桜」「長城と富士山」

「私たちは両国の友好が続くために一生懸命頑張りたいと思います。牡丹と桜の花は同時に咲くことができると信じており、万里の長城と富士山が同時にそびえ立つことを心から願っています」

これは、日中国民交流友好年である本年 6 月に、中国屈指の有名校である北京第四中学校（日本の高校に該当）が、修学旅行で日本の国会を訪問した際の生徒代表のスピーチである（同校は、2008 年から日本への修学旅行を行っている）。

中国日本商会では、7 月 18 日に、同校の劉長銘校長、何石明副校長、参加生徒 2 名を招き、国交正常化 40 周年記念事業認定事業として「北京四中 日本修学旅行」講演会を開催し、日本在留歴 2 年の生徒が日本語でスピーチし、参加者から「高校生のスピーチとは思えない」とのコメントが寄せられるなど、大変刺激的なイベントであった。

▼9月に「スーパー夏祭り」を開催予定

さらに、中国日本商会では、在京の「日中国民交流友好年」実行委員会や北京日本人会等と協力して、9 月 1 日、2 日の両日、「スーパー夏祭り」を北京市・朝陽公園で開催する予定であるが、これまで日本とあまり交流のなかった中国人とも交流が図れば幸いである。

（中国日本商会 事務局長 山田 光良）